

所 福 総 第 2 号
令和4年4月1日

各社会福祉法人代表者 様

所沢市長 藤本 正人
(公印省略)

社会福祉施設における寄附の取扱いについて (通知)

市福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の社会福祉施設における寄附の取扱いにつきましては、「社会福祉施設における寄附の取扱いについて (通知)」(令和3年3月26日付け所福総第164号。以下「旧通知」という。)別紙「社会福祉施設における寄附の取扱い」により行うこととしております。

今般、事務掌握の見直しにより、令和4年4月1日から所管課が変更となりました。

つきましては、改めて下記の通り通知し、令和4年4月1日から適用するものといたします。

なお、別紙のとおり「社会福祉施設における寄附の取扱い」を定めておりますが、内容につきましては変更ございません。内容を十分にご理解いただき、引き続き、寄附の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、旧通知については、令和4年3月31日をもって廃止します。

記

- 1 提出先
福祉部福祉総務課

所沢市福祉部福祉総務課
電話 04-2998-9113